

労務費等見積単価基準における運用規程

（目的）

- 第1条 この規程は、一般社団法人石垣市観光交流協会（以下「本会」という。）が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（総則）

- 第2条 受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。
- 2 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と本会との間で協議することとする。

（労務費）

- 第3条 労務費は、当該受託等事業に従事する職員の雇用維持に必要な費用を、人件費単価に基づいて見積もる。
- 2 人件費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の相当する職位に応じて、別表1の金額を用い算出する。
- 3 職務等級に関わらず従事者本人が受託等事業に十分な経験・能力を有している場合には、上級職務の1日単価または時間単価を目安とする場合がある。
- 4 労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日あるいは時間に人件費単価を乗じて得た額とする。

（その他の経費）

- 第4条 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

職務の級	職務内容	1日単価(税抜)	時間単価(税抜)
事務局長級	事務の統括及び指揮監督する	41,600円	5,200円
主任級	所属職員の指揮監督する	36,000円	4,500円
一般職級	担当業務の管理、下位の者の総括、指導する	32,000円	4,000円
スタッフ	業務を分掌する	24,000円	3,000円